(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
に関して必要な事項は、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」第一条 公認会計士試験の日時及び場所その他公認会計士試験の施行(試験期日等の公告等)	に関して必要な事項は、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」第一条 公認会計士試験の日時及び場所その他公認会計士試験の施行(試験期日等の公告)
験をする。)が	し、あらかじめ官報で公告する。
9	
ならない。 するに当たっては、前項の規定による審査会の定めに従わなければするに当たっては、前項の規定による審査会の定めに従わなければる。 公認会計士試験を受けようとする者は、受験の申込み及び受験を	(新設)
(受験願書)	(受験願書)
第三条 公認会計士試験を受けようとする者は、審査会の定める様式	第三条 公認会計士試験を受けようとする者は、第一号様式による受
局長(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡	る場所を管轄する財務局長(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内
, (<u> </u>	のる場合には、垣
- 下「会長」という。)に提出しなければならない。	ない。て、審査会の会長(以下「会長」という。)に提出しなければなら
2 (略)	2 (略)
3 公認会計士法(以下「法」という。)第九条第三項又は第十条第	(新設)
二項の申請は、第一項の受験願書に法第九条第三項又は第十条第二	

項に規定する試験の免除を希望する旨を記載してしなければならな

4は第九条第三項の書面の写しを、 しなければならない。 ては第九条第二項の書面の写しを、 前項の申請を行う場合にあっては、 それぞれ第一項の受験願書に添付 法第十条第二項の申請について 法第九条第三項の申請につい

(試験免除の申請等)

第五条 しなければならない。 審査会の定める様式の公認会計士試験免除申請書を会長に提出して 法第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の申請は、

2

3 申請者に通知しなければならない。 験を免除し、又は免除しないこととしたときは、 第一項に規定する申請があった場合において、 会長は、その旨を 当該申請に係る試

4 • 5 略

(電子情報処理組織による提出等の特則)

第十条 条第三 信技術利用法」 法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 る電子情報処理組織を使用して第三条第 成十四年法律第百五十 という。 一項の申請又は第五条第 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 という。 を行う者については、 号。 第三条第 以下この条及び次条において 項の申請 項の規定により同項に規定す 内閣府の所管する金融関連 (以下この条にお 項の受験願書の提出 いて 「情報通 伞 提

> 項の書面の写しを、 九条第二項の書面の写しを、 ばならない。 公認会計士法(以下 それぞれ第一項の受験願書に添付してしなけれ 「法」という。)第九条第三項の申請は、 法第十条第二項の申請は、 第九条第三 第

3

(試験免除の申請等)

第五条 第二号様式による公認会計士試験免除申請書を会長に提出してしな ければならない。 法第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の申請は

2

3 験を免除し、又は免除しないこととしたときは、会長は、第三号様 式又は第四号様式によりその旨を申請者に通知しなければならない 第一項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る試

(略

4 • 5

(新設)

適用しない。施行規則(平成十五年内閣府令第十三号)第三条第三項の規定は、

- 用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。 、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは 前項の場合における情報通信技術利用法第三条第四項に規定する

(受験手数料の納付)

表示してすることができる。 もってすることができる。 もってすることができる。 を関サー条 法第十一条第一項に規定する金額に相当する額の収入印 第十一条 法第十一条第一項に規定する金額に相当する額の収入印 を関することができる。 もってすることができる。

(新設)

第一号様式

平成 年 公認会計士試験受験願書

 受
 験
 番
 号

 財務局

 財務支局
 第
 号

 総合事務局

受験手数料に該当 する金額の収入印 紙添付 (消印しないこと) 公認会計士・監査審査会会長 殿 平成年月日

平成 年 公認会計士試験を受験したいので申し込みます。

<u>ふりがな</u>		生年月	<u>I E</u>		王
		明治			
氏 名		<u>大正</u>	年 月 日	現住所	
		昭和			
<u>ふりがな</u>		平成	(年齢 才)		
					「上記の現住所機の電話委件以外で緊急の場合等の連絡集 (
旦 姓		性別	<u>男・女</u>	整色連絡生	連訴条件)を必ずおスナスニト]
	(改姓年月 年 月)				(推帯・勤務先・侵省集・その他・なし) (TEL)

[旧姓欄は、願書に記載した氏名と添付書類の氏名が異なる場合にのみ記入すること。]

第二号様式

(日本工業規格A4)

公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所

<u>氏</u> 名

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します

0

記

- 1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験 の全部免除を受けることの有無
- 2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験 のうち免除を受けようとする試験科目
- 3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験 のうち免除を受けようとする試験科目

<u>添付</u> 畫類

上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格 を有することを証する書面

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格 を有することを証する書面

第三号様式

(日本工業規格A4)

第 号

公認会計士試験免除通知書

平成 年 月 日

殿

公認会計士·監查審查会会長

印

平成 年 月 日付で提出された公認会計士試験免除申請書について審査した結果、下記の試験について免除することとしましたので、通知します。

記

第四号様式

(日本工業規格A4)

第 号

公認会計士試験を免除しないことの通知書

平成 年 月 日

殿

公認会計士・監査審査会会長

囙

平成 年 月 日付で提出された公認会計士試験免除申請書について審査した結果、下記1の試験については下記2の理由により免除しないこととしましたので、通知します。

記

- 1. 免除しない試験(科目)
- 2. 免除しない理由